

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成30年2月5日（平成30年（行情）諮問第61号）

答申日：平成30年5月23日（平成30年度（行情）答申第69号）

事件名：「防衛省・自衛隊の効率的な宇宙開発利用に関する調査研究 報告書」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「防衛省・自衛隊の効率的な宇宙開発利用に関する調査研究 報告書 特定年月 特定企業」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年6月3日付け防官文第10799号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

- (1) 本件対象文書につき、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求める。
- (2) 本件対象文書の履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求める。
- (3) 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。
- (4) 本件対象文書に「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）として開示されなかった情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を求める。
- (5) 記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「防衛省・自衛隊の効率的な宇宙開発利用に関する

調査研究」。*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。(裏面に
出典をプリントアウト)」(以下「本件請求文書」という。)を求める
ものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件対象文書については、法9条1項の規定に基づき、平成28年6月
3日付け防官文第10799号により、法5条2号に該当する文書を不開
示とする一部開示決定(原処分)を行った。

本件審査請求は、原処分に対してされたものである。

2 法5条該当性について

本件対象文書中の3-1から3-57まで(本件対象文書の下段に降順
で付された頁番号を指す。以下同じ。)のそれぞれ一部については、受託
企業保有のノウハウ及び技術並びに当該企業が提案するシステムの性能や
価格情報に関する情報であり、これを公にすることにより、当該企業の技
術が流出し、競争上の不利益を被るなど、当該企業の正当な利益を害する
おそれがあることから、法5条2号イに該当するため不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、
本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録
形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文
書の電磁的記録はPDFファイル形式とは異なるいわゆる文書作成ソフ
トにより作成されたファイルを特定している。

なお、審査請求人は、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知
書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べる
が、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の記録形式ま
で、明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はない
ことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の記
録形式は明示していない。

(2) 審査請求人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件
対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成2
4年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内
容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反する」とし
て、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開
示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパ
ティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとし
て利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当し
ない。

(3) 審査請求人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写
の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写に
は欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが

本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、本件審査請求がされた時点においては、審査請求人は複写の交付を受けていない。

(4) 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分において一部を不開示とした決定の取消しを主張するが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が上記2のとおり同条2号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(5) 以上のことから、審査請求人の主張はいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|-------------------|
| ① | 平成30年2月5日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月13日 | 審議 |
| ④ | 同月22日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ⑤ | 同年4月23日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年5月21日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求文書に該当するものとして本件対象文書を特定し、法5条2号イに該当する部分（以下「本件不開示部分」という。）を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、本件不開示部分の開示等を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 諮問庁の説明

本件対象文書中の3-1から3-57までのそれぞれ一部については、受託企業保有のノウハウ及び技術並びに当該企業が提案するシステムの性能や価格情報に関する情報であり、これを公にすることにより、当該企業の技術が流出し、競争上の不利益を被るなど、当該企業の正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当するため不開示とした。

(2) 検討

本件不開示部分は、本件対象文書の3章（「我が国におけるSSA体制の仮定に基づく具体化」の章）中、開示部分である目次の見出しに対応する項目名、下段に付された頁番号、右上に付された記号及び参考文献一覧を除く部分（下段に付された頁番号の3-1から3-57までの一部）であるところ、本件不開示部分には、防衛省・自衛隊の効率的な宇宙開発利用に関して特定企業が行った調査研究の内容（方式、配備に係る条件、性能と必要な予算規模等）が具体的かつ詳細に記載されていると認められる。

そうすると、本件不開示部分は、上記の調査研究を受託した特定企業保有のノウハウ及び技術並びに当該企業が提案するシステムの性能や価格情報に関する情報であり、これを公にすることにより、当該企業の技術が流出し、競争上の不利益を被るなど、当該企業の正当な利益を害するおそれがある旨の上記（1）の諮問庁の説明は首肯できるから、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件は、審査請求から諮問までに約1年6か月が経過しているところ、本件審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難いから、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条2号イに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号イに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

（第1部会）

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史